

労働者派遣法施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生
労働大臣が定める講習の内容について

※【PO】は参考 1 の対応ページ

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の厚生労働大臣が定める講習は、次の各号のいずれにも該当するものとすること。

- 一 講習機関の施設、設備、講習の実施方法その他の講習に関する事項が、講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。
- 二 講習機関の経理的及び技術的な基礎が、講習の適正かつ確実な実施に足りるものであること。
- 三 この告示において掲げる実施機関が行う派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を養成するためのものであること。

【P52】

第二 適用期日

この告示は、平成二十七年九月三十日から適用するものとすること。